

【基本理念】「府内での土砂災害による犠牲者ゼロの継続」
（人命を守ることを最優先）

★第一に「逃げる」施策の優先実施（自助、共助を支える公助）

- 1. 危険個所の明確化と住民周知（土砂災害警戒区域（イエロー、レッドゾーン）の指定）
- 2. 警戒避難体制の整備（適切な情報提供、明確な避難判断基準、地区版HM作成促進）
- 3. 住民の防災意識の向上（住民参加型避難訓練の実施、自主防災組織・防災リーダーの育成）

★第二に「凌ぐ」施策の展開と活用

- 土砂災害防止法に基づく「特別警戒区域指定」による効力
 1. 開発制限
 2. 建築物の構造規制



★第三に「防ぐ」施策の重点化（選択と集中）とコスト縮減

- 土石流対策
 - 施設の整備方針
「災害発生時の危険度」と「災害発生時の影響」を、土砂災害防止法の基礎調査結果より評価し**重点化**
⇒土砂災害防止法の区域指定が必須
 - ◆ 地元の「逃げる」施策の取組を評価

- 重点箇所の施設整備の優先実施

○ 地すべり対策*

- 地すべりの対策工の実施

影響範囲
広域

特定の地域

※危険箇所は、今後、地すべりの挙動が確認された場合に、事業実施

土砂災害防止法に基づく
区域指定のあり方

- 土砂法を基軸とした施策の展開
 - ・ 「逃げる」社会システムの構築
 - ・ 「凌ぐ」まちづくりの推進

	区域指定済箇所		Yの指定率(%)
	Y	R	
土石流	116	66	6.2
地すべり	0	0	0
急傾斜地	1,812	887	76.9
計	1,928	953	44.2

※平成24年2月16日時点
指定率は、危険箇所数4,361箇所が母数

○ 効率的、効果的な指定の進め方

- ・ 指定を優先する考え方
（災害時要援護者施設が存在、洪水リスク開示箇所など）
- ・ 地区単位の指定
（土石流、急傾斜地、地すべりの指定方針の整理）
- ・ 指定手続きの進め方
（指定保留箇所の早期指定など）
- ・ 施設整備済み箇所の指定
（地域防災力の向上を目指して）

⇒区域指定アクションプランの策定

すべての施策は、土砂法にはじまる
■ 区域指定の推進策の検討

警戒避難体制の整備のあり方

- 避難行動を促す情報の発信及び発信基準の設定
（市町村における避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成、見直し、及びこれに基づく情報発信の実践）
（土砂災害警戒情報の充実）
- 地区単位ハザードマップ作成促進
（モデル地区設定での市町村支援）
（地域安全センターの活用など）
（一時避難場所の設定）
- ハザードマップを活用した避難訓練
（住民参加型訓練の実施）

地域住民自ら「逃げる」社会構築を目指して
■ 住民、市町村、府をつなぐ施策の検討

急傾斜地崩壊対策のあり方

- 費用対効果と公益性の視点
- 広域行政と基礎自治体、住民の役割の視点
- 「防ぐ」→ 民有地に新たに設置する公有施設
⇒ 恒久的な維持管理が必要になる



■ 「凌ぐ」制度の構築検討
（「建築補強助成制度」創設の検討）



■ 「防ぐ」施設のあり方検討
（発生源での対策or保全家屋での対策）
（公益性の観点から守るべきもの）